公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	８－４	見積価額	６，６３０，０００円
		公売保証金	６７０，０００円

財産の表示　（登記事項証明書上の表示による）

１　所　　在　富山市向新庄町一丁目
　　地　　番　３３６番１
　　地　　目　公衆用道路
　　地　　積　６４㎡

２　所　　在　富山市向新庄町一丁目
　　地　　番　３３６番３
　　地　　目　宅地
　　地　　積　６４９．１２㎡

公法上の規制	区域区分　　：市街化区域 用途地域等　：第一種住居地域 建ぺい率　　：６０％ 容積率　　：２００％
接道状況	幅員約２．５～４．９ｍの舗装私道に接面。 ※建築基準法上の道路に接面していないため、建築物の建築はできません。
物件の現況	・地勢は平坦地。 ・資材置き場として利用されていたため、簡易建物（プレハブ）及び残置物あり。
供給処理施設	上水道・・・あり 下水道・・・あり
交通機関（最寄り駅）	富山地方鉄道本線「越中荏原」駅まで約４００ｍ。
近隣施設	小学校まで約２，６００ｍ 中学校まで約１，８００ｍ スーパーマーケットまで約１，５００ｍ ドラッグストアまで約６００ｍ
注意事項	・公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書や登記簿、現地調査などにより十分に内容を確認の上、入札してください。 ・公売財産の面積等の表示は、公簿に基づいています。 ・図面、写真等と現況が異なる場合は、現況を優先します。

公 売 財 産 明 細 書

	・富山市は、不動産登記上の権利移転のみを行います。所有権移転手続に伴う登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。 ・富山市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。 ・公売財産内にある一切の未登記建物（敷地内のプレハブ等を含む）および動産（残置物・ゴミ等を含む）は、本件公売の対象外です。これら動産等の処理や撤去に関する交渉および占有者等の立ち退きに関する交渉、紛争の解決等（費用負担を含む）は買受人が行ってください。隣地との境界確定は買受人と隣地所有者との間で、また、接面道路（私道）の利用は、買受人と道路所有者との間で協議してください。富山市は関与しません。 ・公売財産に種類または品質に関する不適合があっても、富山市は、担保責任を負いません。 ・危険負担の移転時期は、公売財産に係る買受代金の全額を納付したときです。 ・土壌汚染や地下埋蔵物、アスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 ・文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていません。 ・本件公売財産は、建築基準法上の道路に接面していないため、建築物の建築はできません。土地の利用制限に関する内容につきましては、富山市活力都市創造部建築指導課（０７６－４４３－２１０７）にご確認ください。 ・公売は滞納者の差押財産を市が売却し、その代金を滞納市税等に充当する制度ですので、売却（買受代金の納付）前までに滞納市税等が完納された場合等は、公売は中止となります。 ・公売は滞納処分ですので、滞納者から不服申立てが行われることがあります。この場合は、公売手続は最高価申込者の決定又は売却決定までで中断され、不服申立ての審理の結果が出た後に再開されます。 ・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者

公 売 財 産 明 細 書

	が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。
お問い合わせ先	富山市　財務部　債権管理対策課　公売担当 電話　０７６－４４３－２１４７（直通）

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	８－４	所在図



公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	８－４	見取図



※赤線は物件のおおまかな位置を示すものであり、境界を示すものではありません。

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	８－４	物件写真（１）



写真①

※赤線は物件のおおまかな位置を示すものであり、境界を示すものではありません。

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	８－４	物件写真（２）



写真②

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	８－４	物件写真（３）



写真③